

## 広島県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援給付金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、医療機関等が賃金・物価上昇の影響を受けている状況を踏まえ、従業員の処遇改善及び医療機関等における経営の改善に向けて、医療機関等の経営状況も踏まえつつ、物価を上回る賃上げを実現するとともに、診療等に必要な経費に係る物価上昇への対応を図るため、「令和8年度（令和7年度からの繰越分）医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業の実施について（令和8年2月26日付け医政発0226第11号、医薬発0226第2号厚生労働省医政局長・医薬局長連名通知）」の別紙「医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、広島県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援給付金を交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (支援の対象施設)

第2条 対象施設は、広島県内に所在し、健康保険法（大正11年法律第70号）上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある別表1に掲げる施設（以下「支援対象施設」という。）とする。

### (交付の対象)

第3条 支援対象施設に対し、実施要綱に示す次の事業を行う。

- (1) 診療所等賃上げ支援事業
- (2) 診療所等物価支援事業

### (賃金改善の対象者)

第4条 診療所等賃上げ支援事業の対象者は、支援対象施設の開設者と労働契約を締結している者（非常勤職員を含む。以下「対象職員」という。）であり、次に掲げる者以外であること。

- (1) 支援対象施設の管理者
- (2) 支援対象施設を開設する法人の理事長
- (3) 支援対象施設を運営する個人事業主
- (4) 薬局の開設者

### (賃金改善の取組)

第5条 診療所等賃上げ支援事業は、令和7年12月から令和8年5月までの間、対象職員のベースアップ（基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ。以下同じ。）を実施するとともに、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大すること。ただし、賃金表や給与規程等の変更時間に時間を要する場合は、令和8年6月1日から対象職員のベースアップを行うことを前提に、令和7年12月から令和8年3月までの4か月分の一時金又は特別手当を、令和8年3月までの間に対象職員に支給することができるが、その場合は4月から5月までベ

ースアップを実施するとともに、支給した一時金又は特別手当に相当する水準のベースアップを対象職員に対して令和8年6月1日から行うこと。

- (1) 令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に本事業の支給額を充てることができる。その上で余剰が生じている部分は賃金改善に充てること。
- (2) 賃金改善の内容には賃金水準や基本給の引上げに伴い増加する法定福利費等の事業主負担分も含むものとする。
- (3) 定期昇給による賃金の上昇部分、診療報酬及び他の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定する補助金等又は地方自治法第232条の2の規定により地方公共団体が支出する補助金）を財源として行っている部分に充てることができない。

（交付額の算出方法）

第6条 給付金の交付額は、次により算出するものとする。また、算出された額の合計額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 診療所等賃上げ支援事業  
別表2に基づく基準額
- (2) 診療所等物価支援事業  
別表3に基づく基準額

（交付申請）

第7条 規則第3条第1項の規定による交付申請書の様式は、診療所等賃上げ支援事業については様式第1号、診療所等物価支援事業については様式第2号のとおりとし、補助金の交付を受けようとするときは、申請書に関係書類を添えて知事に提出するものとし、その提出期限は知事が別に定めるものとする。なお、様式第2号については、規則第12条に規定する実績報告を兼ねるものとする。

（交付の条件）

第8条 規則第5条の規定により付する交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 取組を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 取組が予定の期間に完了しない場合又は取組の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (3) 支援対象施設は、この給付金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担又は補助を受けてはならない。
- (4) その他規則及びこの要綱等の定めに従うこと。

(給付金の交付決定)

第9条 知事は、第7条の規定により申請書が提出されたときは、これを審査し、給付金の交付を決定し、通知する。ただし、給付金を交付しないと決定した場合、申請者に対し、理由を付して、通知するものとする。

(交付の方法)

第10条 交付の方法は、次のとおりとする。

- (1) 診療所等賃上げ支援事業  
概算払
- (2) 診療所等物価支援事業  
精算払

(申請の取下げ)

第11条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、規則第6条の通知を受領した日から起算して15日以内とし、提出する書類は、広島県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援給付金取下申請書（様式第3号）とする。

(決定の取消し)

第12条 知事は、給付金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 支援対象施設に該当しないことが判明した場合
- (2) 給付金の交付決定の内容、これに付した条件又はこの要綱に基づき知事が行った指示に違反した場合
- (3) 診療所等賃上げ支援事業で支給した給付金の全部又は一部が賃金改善の取組に充てられていなかった場合
- (4) 令和8年1月1日において廃院・廃止している場合又は給付金の支給を受けた日以降に正当な理由なく廃院・廃止した場合
- (5) その他、偽り等不正の手段により給付金の交付を受けたことが判明した場合

(実績報告)

第13条 診療所等賃上げ支援事業の交付決定を受けた者は、規則第12条の規定により、別紙様式2による報告書に關係書類を添えて、令和8年8月1日までに知事に提出しなければならない。

(給付金の返還)

第14条 知事は、給付金の交付決定を取り消した場合において、本事業の当該取消しに係る部分に関し既に給付金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部を返還することを命ずる。

2 知事は、給付金の額を確定した場合において、既にその額を超える給付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずる。

(帳簿等の保存期間)

第 15 条 規則第 21 条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、当該補助事業の完了の日から起算して 5 年を経過した日の属する県の会計年度の末日までとする。

(暴力団排除)

第 16 条 広島県暴力団排除条例第 6 条（平成 22 年広島県条例第 37 号）の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、給付金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員の中に第 2 号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者又は役員の中に第 2 号に規定する暴力団員に該当する者があるもの

(警察本部への確認)

第 17 条 知事は、必要に応じ給付金の交付を申請した者について、前条各号の該当の有無を県警本部長に照会することができるものとする。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が定める。

附則

この要綱は、令和 8 年 3 月 30 日から施行する。

別表1 支援対象施設

支援区分	支援対象施設
診療所等賃上げ支援事業	令和8年3月1日時点で別表1-1に掲げる診療報酬のいずれかを届け出ている次の施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・有床診療所（医科・歯科）</li> <li>・無床診療所（医科・歯科）</li> <li>・訪問看護ステーション</li> </ul>
	令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する次の施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・薬局</li> </ul>
	医師又は歯科医師である院長と医療に従事しない専ら事務作業（医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く）を行う職員のための診療所等、現行の制度上、ベースアップ評価料が届け出られない有床診療所、無床診療所及び訪問看護ステーションのうち、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する施設
診療所等物価支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有床診療所（医科・歯科）</li> <li>・無床診療所（医科・歯科）</li> <li>・薬局</li> </ul>

別表1-1

外来・在宅ベースアップ評価料（I）
歯科外来・在宅ベースアップ評価料
入院ベースアップ評価料（医科）
入院ベースアップ評価料（歯科）
訪問看護ベースアップ評価料

別表2 診療所等賃上げ支援事業に係る基準額

支援対象施設	区分	基準額
有床診療所	使用許可病床数（※1）3床以上	72,000円/1使用許可病床あたり
	使用許可病床数（※1）2床以下	150,000円/1施設あたり
無床診療所	—	150,000円/1施設あたり
薬局	同一グループ内の保険薬局数（※2）が1店舗以上5店舗以下	145,000円/1施設あたり
	同一グループ内の保険薬局数（※2）が6店舗以上19店舗以下	105,000円/1施設あたり
	同一グループ内の保険薬局数（※2）が20店舗以上	70,000円/1施設あたり
訪問看護ステーション	—	228,000円/1施設あたり

別表3 診療所等物価支援事業に係る基準額

支援対象施設	区分	基準額
有床診療所	使用許可病床数(※1) 14床以上	13,000円/1使用許可病床あたり
	使用許可病床数(※1) 13床以下	170,000円/1施設あたり
無床診療所	—	170,000円/1施設あたり
薬局	同一グループ内の保険薬局数(※2)が1店舗以上5店舗以下	85,000円/1施設あたり
	同一グループ内の保険薬局数(※2)が6店舗以上19店舗以下	75,000円/1施設あたり
	同一グループ内の保険薬局数(※2)が20店舗以上	50,000円/1施設あたり

※1 医療法第27条の使用許可を受けた病床数であって令和7年8月1日時点の病床数とする。  
 ただし、令和6年度補正予算事業「病床数適正化支援事業」(令和7年度に繰り越して実施)により令和7年8月2日以降に削減した病床数を除くこと。

※2 厚生(支)局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書(別紙様式3)又は特掲診療科の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の数とする。